

農家の皆さまへ

## 令和6年度 横手市園芸作物規模拡大強化事業（市）のお知らせ

～申込み受付開始！一次募集は、5月10日（金）まで！～

横手市では、園芸作物の生産の拡大を図ることで、産地としての地位の確立に寄与することを目的に、生産規模拡大に必要な機械、施設の導入を対象に支援します。

園芸作物の規模拡大又は新規作付けに必要な機械・施設を導入する際は、本事業による助成をご活用ください。

### <対象者> 対象作物を生産・販売する 農業者 及び 農業法人 等

#### <要件>

- ① 原則、市内に住所を有し、又は主な経営地域が市内であること。
- ② 規模の拡大（又は新規作付け）により、販売額が補助金額の0.8倍以上増加することが見込まれること。  
(新規就農者の場合は、販売額が補助金額の0.3倍以上増加することが見込まれること)  
(例) 税抜事業費90万円(市補助金額30万円)の場合、24万円以上販売額の増加が見込まれること
- ③ 市税に滞納がないこと。

#### <留意点>

※原則として、認定農業者・認定新規就農者等の場合で、国・県事業を活用できるものは対象になりません。  
※既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入は対象になりません。

※事業実施計画書の提出前に既に契約や納品を行っている場合は、補助対象になりません。

※事業計画承認後、見積り合わせ（三者見積り等）を行う必要があります。

### <対象作物> 戦略作物（水稻及び大豆等は対象外）

<補助率> 税抜事業費の1/3以内 ※1経営体当りの補助金上限額は、300万円とします。  
※補助金額は1,000円未満を切り捨てた額とします。

#### <対象となる機械・施設等>

○農業用機械・・・税抜5万円以上の機械（例：管理機・防除機・収穫機等）

※トラクター等汎用性のある機械は補助対象になりません。ただし、新規就農者で一定の面積要件を満たす場合は、対象とすることができます。

○農業用生産施設・・・園芸作物の生産に使用する施設（例：パイプハウス・雨よけハウス等）

※格納庫・出荷調製用施設・休憩所等、園芸作物の生産に供しない施設は補助対象となりません。

○資材及び種苗費・・・3年以上使用できる資材及び種苗費（例：支柱・フラワーネット・高温障害防止効果期待される遮熱資材、3年以上植え付ける種苗等）

※マルチ・1年程度の使用に供するもの・堆肥・きゅうりネット等は補助対象となりません。

#### <事業の申込について>

- ・事業の実施計画書（申込書）は、市農林部農業振興課（旭川一丁目）または、各地域課産業建設係（地域局）に用意しています。
- ・見積書の写し、機械のカタログの写し、機械の規模決定根拠を添えてください。
- ・予算を超える申し込みがあった場合は、予算の範囲内での補助となります。
- ・一次募集による要望が少なかった場合は、その後、随時申し込みを受け付け、先着順で採択を行います。

#### <問い合わせ先>

横手市農林部農業振興課

TEL 32-2113

FAX 32-4037

担当：作物振興係